



## 就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、  
小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や  
学校給食費などを市町村が援助する制度です。  
子どもたちの安心で楽しい学校生活のために、  
気軽に就学援助制度を活用してみませんか？



令和7年度より認定になる  
収入の範囲が広がりました



### 1 援助対象となる方

- ・浦添市内に住所を有し、市立小中学校に就学予定又は小中学校に在学する児童生徒の保護者
- ・浦添市内に住所を有し、区域外就学を認められた児童生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方

- ①現在、生活保護を受給中の方(申請不要) ②市町村税が非課税の方
- ③生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方

#### 【目安基準額】

| 人数 | 世帯構成             | 総収入金額  | 人数 | 世帯構成                 | 総収入金額  |
|----|------------------|--------|----|----------------------|--------|
| 2人 | ひとり親、小学生1人       | 約230万円 | 4人 | 両親、中学生1人、小学生1人       | 約350万円 |
| 3人 | ひとり親、中学生1人、小学生1人 | 約320万円 | 5人 | 両親、中学生1人、小学生1人、未就学1人 | 約400万円 |

※ 総収入額…給与控除額を差し引く前の、給与・営業所得・年金収入等の年間の合計です。

#### Check

※ 世帯全員の総収入額が対象です。単身赴任中の保護者や住民票が別であっても同居者全員が算定対象です。

基準額表はあくまで目安の金額となりますので、参考の総収入額を超えていても認定される場合があります。まずは申請書を提出してください。

### 2 援助内容と支給額

・認定された場合、以下の支給項目の就学援助費が支払われます。認定時期、学年ごとに支給対象となる項目、支給額が異なります。

| 支給費目                                                                                                  | 支給対象  | 支給額                       | 支給時期      | 振込先       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------|-----------|-----------|
| <br>新入学児童生徒学用品費     | 1学年   | 年額 47,400円<br>(4月認定の生徒のみ) | 7月        | 保護者口座     |
| <br>修学旅行費          | 2学年   | 実費<br>(宿泊費・交通費・見学料)       | 実施後       | 学校または旅行会社 |
| <br>学用品費           | 全学年   | 月額 1,860円                 | 7月、12月、3月 | 保護者口座     |
| <br>通学用品費          | 1学年   | 月額 180円<br>(4月分のみ 250円)   | 7月、12月、3月 | 保護者口座     |
|                                                                                                       | 2～3学年 |                           |           |           |
| <br>学校給食費          | 全学年   | 月額 5,800円                 | 7月、12月、3月 | 給食調理場     |
| <br>校外活動費(宿泊を伴わない) | 全学年   | 実費<br>(上限額:1,570円)        | 3月        | 保護者口座     |

申請方法は裏面へ ⇒⇒

### 3 申請期間と提出先

【新規申請】 令和7年4月9日(水) ～ 令和7年4月30日(水) ※期限厳守

※継続申請期間に提出した方は、再提出”不要”です。

※新規申請者として認定された場合、適用開始は4月1日となります。



【追加申請】 令和7年5月1日(木) ～ 令和7年12月26日(金) ※期限厳守

※継続申請、新規申請で否認定となった世帯も対象です。

※追加申請者として認定された場合、適用開始日は申請受付日の翌月となります。

※6月以降に申請する場合には、所得課税証明書の取得年度が異なりますので下記を参考に取得してください。

5月までの申請: 令和6年度所得課税証明書 → 6月以降の申請: 令和7年度所得課税証明書

#### 【提出先】

下記の申請書類①～④を揃えたうえで、必ず保護者が、学校の事務室へ直接提出してください。

※お子様を通じて申請をした場合、紛失等による未提出は申請扱いといたしませんのでご注意ください。

※小学校と中学校にお子様がいらっしゃる場合は、小学校へ提出してください。

△書類の不足があると正確な審査が行えず、否認定(審査不可)として通知いたしますのでご注意ください。



### 4 申請に必要な書類

#### 【必須書類】

① 就学援助申請書 (1世帯につき、申請書は1枚の提出です。兄弟姉妹で分ける必要はありません。)

【以下の②～④の書類は該当する場合提出してください】

② 賃貸契約書の写し または 家賃証明書 ※持家の方は不要です。

・賃貸住宅にお住いの世帯は審査に必要なため必ず提出。(住宅ローンは持家に該当するため、賃貸ではありません。)

家賃証明書の様式は、市のHPからもダウンロードできます。【浦添市 就学援助】で検索してください。

・賃貸契約書のコピーも家賃証明として提出可。(家賃額・借主名・住所が確認できるページを提出)



③ 令和6年度所得課税証明書

・世帯内に、令和6年1月1日時点で浦添市”以外”の市町村に住んでいた(19歳以上)がいる場合”のみ”の提出となります。

その市町村から発行される「令和6年度所得課税証明書」を必ず提出してください。

・単身赴任等で市外在住の場合にも取得し提出してください。

④ その他

・就学援助申請書において、記入すべき世帯員には単身赴任等で別の場所に移住している保護者や、住民票が別であっても同じ住所に住んでいる方々も含まれます。

その場合、同居により生計が同一とみなし、同居者全員の収入を算定対象とします。2世帯住宅で生計を別としている場合は、水道・電気等が別契約であることが確認できる書類を添付してください。

(例: 電気料金等、同月で世帯それぞれの契約者名が確認できる請求書または領収書のコピー)

・家族に軍人・軍属がいる場合、最新のW-2やLES等の提出が必要です。(R7.1月時点で取得しているもの)。

※認否審査のために、必要に応じて、上記以外の書類等を求める場合があります。

### 5 申請の流れ



#### お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



#### 申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



#### 審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



#### 就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。＊援助の内容によって異なります。

### 6 その他

申請期間や申請方法について変更があった場合には、市ホームページにて随時掲載いたします。

### 7 お問い合わせ先

☎901-2501

沖縄県浦添市安波茶1-1-1 学校教育課(7F)

浦添市教育委員会 学校教育課 学務係

TEL 098-876-1210(直通)

よろしく願います

